

(新規)新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株についても従来と同様の感染予防策が推奨されるなど、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項についてお知らせします。

事務連絡
令和4年1月7日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における
感染症対策に係る留意事項について

近時、国立感染症研究所により新型コロナウイルスの懸念される変異株と位置付けられているオミクロン株について、各地域において海外渡航歴がなく、感染経路が不明である感染者が確認されています。

現時点におけるオミクロン株に係る知見及びそのことを踏まえた学校における感染症対策に係る留意事項は下記のとおりとなりますので、御参考としてください。なお、オミクロン株に係る知見の更新等を踏まえ、必要が生じた場合には、随時学校における感染症対策の留意事項についてお知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. オミクロン株について

現時点において、オミクロン株については、厚生労働省より以下の見解が示されていること。

- ・感染性（従来株比）について、高い可能性がある。
- ・重篤度（従来株比）について、十分な疫学情報がなく不明である。
- ・再感染やワクチン効果（従来株比）について、再感染リスク増加の可能性がある、また、ワクチンの効果を弱める可能性がある。

2. 学校における感染症対策について

基本的な感染予防策としては、変異株であっても、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨されており、各学校においては、引き続き、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より令和3年12月10日付け事務連絡でお知らせした「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、感染症対策を講じることが重要であること。特に、冬季であることを踏まえ、同マニュアルに示す換気の徹底について留意していただきたいこと。

各学校における感染症対策を講じるに当たり必要となる経費への支援については、公立の学校（幼稚園を除く。以下この段落において同じ。）については初等中等教育局健康教育・食育課より令和3年12月14日付け「令和3年度学校保健特別対策事業費補助金（学校等における感染症対策等支援事業）に係る事業計画等の提出について」で、私立の学校については総合教育政策局生涯学習推進課及び高等教育局私学部私学助成課より令和3年12月20日付け「令和3年度学校保健特別対策事業費補助金（学校等における感染症対策等支援事業）に係る事業実施計画等の提出について」でお知らせし、幼稚園については初等中等教育局幼児教育課より令和3年12月23日付け電子メールで事前連絡したところであり、また、国立大学附属の学校については総合教育政策局教育人材政策課より近日中に通知する予定であるが、これらに係る補助金は地域の感染状況等に応じ必要な学校の感染症対策に幅広く活用いただけるものであり、積極的に活用していただきたいこと。

抗原定性検査キットについては、国立感染症研究所より、その診断精度について、オミクロン株による影響を受けない可能性が示唆されているとの見解が示されており、引き続き、文部科学省より各学校等に対して配布した抗原簡易キットを必要に応じて活用していただきたいこと。

（参考）新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応等（令和4年1月6日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000877250.pdf>

（参考）SARS-CoV-2の変異株B.1.1.529系統（オミクロン株）について（第5報）（2021年12月28日9:30時点、12月31日一部修正 国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10876-sars-cov-2-b-1-1-529.html>

(参考) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2021. 11. 22 Ver. 7 ※2021. 12. 10 一部修正 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

(参考) 文部科学省から配布した抗原簡易キットの活用の手引き等

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00140.html

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

新型コロナウイルス感染症対応チェックリストについて

- 夏休み明けの登校再開に向けて、チェックリストによる感染防止対策を実施（各県立高校に通知 8月31日付け）
- 確認作業は職員会議等の機会を捉え、学校全体で実施。
- 9月中については週1回、10月以降は月1回の頻度で実施。
- 感染拡大を踏まえ、1月における確認を実施していない学校については、早急に対応するよう依頼済み。

新型コロナウイルス感染症対応 < 登校再開に向けたチェックリスト >

確認者(管理職)

点検項目	チェック
① 生徒及び教職員が使用する「健康チェックカード」を「下痢等の消化器症状（普段とは異なる症状）」が追加したものに改めた。	
② 昼食時の教職員による校内見回り指導を実施するための体制を整備した。	
③ 手指消毒のためのアルコール手指消毒液を、生徒及び教職員が利用する全ての教室等の入口に設置するとともに、 <u>設置場所の壁などに使用を促す掲示物などを貼付した。</u>	
④ アルコール消毒液の利用状況について、定期的に確認し、残り少ない場合は補充するための体制を整えた。	
⑤ 雑巾やタオル、固形石鹸など他者と共有するものは全て撤去し、雑巾やタオルの代わりに使い捨てのペーパータオルを設置した。	
⑥ 感染防止対策の必要性を伝える掲示物等を整備した。	
⑦ 教職員に対して、教室、体育館等における正しい換気の方法（30分に1回以上・数分間程度・窓を全開、2方向の窓を同時に開放）を再徹底した。	
⑧ <u>サーキュレーターは外向きに設置し、扇風機代わりとして使用しないこと、エアコンの空気の吹き出し方向を上向きとして風が直接人に当たらないようにすること、教室内に固定してある扇風機を利用する場合も、人の方向に向けないこと</u> を、教職員に対して、徹底した。	
⑨ 授業及び部活動において、感染リスクの高い活動は、一時的に停止することを教職員に対して徹底した。	
⑩ 生徒及び教職員に対して、休業期間においても、「健康チェックカード」による毎日の健康チェックを必ず行うこと。体調不良があった場合は、自宅安静のうえ、登校・出勤する前に学校へ報告することを再徹底した。	
⑪ 生徒及び教職員に対して、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合の対応を再徹底した。	
⑫ 生徒及び教職員に対して、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者のPCR等ウイルス検査の受検が決定した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡することを再徹底した。	
⑬ 生徒及び教職員に対して、ワクチン接種後も基本的な感染防止対策を継続することを再徹底した。	
⑭ 接種後に、発熱症状などの副反応が生じた場合の対応（出欠席や考査等の取扱い）について決定し、職員間で共有した。	

新型コロナウイルス感染症対応 <登校再開後の定期チェック用リスト>

職員番号

氏名

■ 環境整備		チェック
①	手指消毒のためのアルコール手指消毒液が、生徒及び教職員が利用する全ての教室等の入口に設置しており、その残量チェックを定期的に行っている。	
②	雑巾やタオル、固形石鹸など他者と共有するものは、流し台などに置いていない。	
③	感染防止対策の必要性を伝える掲示物等は整備されている。	
④	サーキュレーターは外向きに設置しており、扇風機代わりとして使用してしない。エアコンや扇風機の風が直接、人に当たらないよう、空気の吹き出し方向などについて徹底している。	
⑤	職員の執務室には、アクリル板等のパーティションが設置してある。	
■ 基本的な感染防止対策		チェック
①	学校全体で感染防止対策を隙なく実施し、「コロナガード」を中心に、その実施状況（健康チェック・マスク着用・手指衛生・換気等）を確認・徹底している。	
②	校内でのマスク着用を徹底するとともに、やむを得ず外す場合の留意事項（人との十分な距離の確保及び会話の自粛の徹底など）を徹底している。	
③	マスクを外した活動を行う場合（授業・部活動）は、その都度、指導教員が過去2週間の体調確認を行うこと、指導する教員も同様に自己管理を行うことを徹底している。	
④	「健康チェックカード」による毎日（平日・休日）の健康チェックを必ず行い、休日に体調不良があった場合は、自宅安静のうえ、登校する前に学校へ報告することを徹底している。	
⑤	本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合の対応を徹底している。	
⑥	休日等も含め、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者のPCR等ウイルス検査の受検が決定した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡することを徹底している。	
⑦	<緊急事態措置及びまん延防止等重点措置期間>授業及び部活動において、感染リスクの高い活動は、一時的に停止している。	
■ 通学时		チェック
①	通学時には、会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めることを指導している。	
②	公共交通機関を利用する生徒は、必ずマスクを着用すること、会話を控えること、顔をできるだけ触らないことなどを指導している。	
■ 登校後～始業前		チェック
①	校舎に入る前に、生徒が持参する「健康チェックカード」により、発熱や風邪の症状がないことなどを確認している。	
②	生徒の「健康チェックカード」に該当症状が1つでもある場合は、自宅で休養することを指導している。	
③	「健康チェックカード」に未記入の生徒については、その場で検温及びチェックカードに記入させている。	
④	手指衛生後、校舎に入るよう指導している。	
■ 授業時（休み時間を含む）		チェック
①	生徒が、校舎外（グラウンド等）から校舎内に入る前に、手指衛生を行うよう指導している。	
②	共用する器具や用具、ICT機器等（キーボードやマウスなど）の使用前後に手指衛生を行うよう指導している。	
③	昼食時だけでなく、授業中や休み時間、放課後等も、随時、生徒の健康観察を行っている。	
④	教室、体育館等における換気を適切（30分に1回以上・数分間程度・窓を全開、2方向の窓を同時に開放）に行っている。	
⑤	生徒の心のケアへの対応や、新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導を行っている。	
■ 学校給食（定時制）・昼食		チェック

①		昼食時の教職員による校内見回り指導を継続して行っている。	
②	[喫食前]	全ての生徒が確実に手指衛生、うがいを実施するよう指導している。	
③	[喫食時]	飛沫飛散防止に考慮した着席位置であること、マスクなしの会話がなされていないこと、喫食後は速やかにマスクを着用することを確認・指導している。	
■ 部活動			チェック
①	<緊急事態措置及びまん延防止等重点措置期間>次につながる大会・コンクール等が2週間以内にある部のみの活動としている。		
	※ 以下、部活動を実施する場合		
②	活動時間（平日・休日）及び練習試合・合宿等に関する実施のルールを遵守している。		
③	活動開始前は手指衛生等の対策を徹底している。		
④	活動開始前に「健康チェックカード」で健康状態を確認し、該当項目が一つでも当てはまる場合は参加させず、直ちに帰宅させるルールを徹底している。		
⑤	過去2週間で体調不良があり、医療機関受診などの必要な対応をとっていない場合は参加させず、直ちに帰宅させるルールを徹底している。		
⑥	卒業生などの外部からの訪問については、延期を依頼すること、やむを得ない場合は、入校時に「健康チェックカード」を活用し、過去2週間の健康状態を確認することを徹底している。		
⑦	マスクを外してよいタイミング(プレー中のみ)を生徒・指導者とも共通認識し、休憩中、ミーティング中、ベンチ内、部室、更衣室などで常にマスクを着用することを徹底している。		
⑧	給水時などでやむを得ずマスクを外す場合は、会話をしないことを徹底している。		
⑨	休憩などで飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底している。加えて、部活動終了後の、生徒同士による食事等はしないよう指導を徹底している。		
⑩	活動が密閉空間とならないよう十分な換気を行い、部室はマスク着用で更衣のみとし、短時間に済ませるとともに、多人数で利用しないよう指導している。		
⑪	学校の内外を問わず、長時間にわたって生徒や指導者が行動を共にすることが多いため、飛沫感染に留意し、近距離での大声を避けることを指導している。		
⑫	道具の貸し借りや飲料の回し飲みは行わないように指導し、共用で使用する用具やウォータークーラー等を消毒している。		
⑬	【音楽系部活動】生徒間は前後左右ともできる限り2mを確保するとともに、歌唱はマスクをしたまま行うこと、管楽器演奏時に十分な距離が確保できない場合は、アクリル板等のパーティションを設置することを徹底している。		
⑭	大会参加等のためのバス等での移動時は、最大限の出力で換気し、各窓も数センチは開け続けること、また、給水時以外はマスクを外さないこと、給水のためにマスクを外す場合は会話をしないこと、を徹底している。		
■ 学校で体調不良を訴えた生徒への対応			チェック
①	生徒が体調の異変を感じたら、すぐに近くの教職員に連絡するよう指導している。		
②	校内において生徒から体調の異変の報告を受けた場合は、すぐに生徒待機室に生徒を移動させることを全ての教職員が理解している。		
③	上記の対応後、管理職に報告し、その後、保護者に迎えを要請することを全ての教職員が理解している。		
■ 校内環境			チェック
①	(学校医や学校薬剤師等に確認した)特に多くの生徒が手を触れる場所について、1日1回以上、教職員が消毒液で清掃し、清掃チェック表に記入している。		
②	共用の教材、教具、情報機器などは、使用后、適切に消毒している。		

■ 教職員の健康管理		チェック
①	出勤後や校舎外（グラウンド等）から校舎内に入る前に手指衛生を行っている。	
②	本人、同居する家族等に発熱等の風邪の症状がある場合（「健康チェックカードの該当症状が1つでもある場合）は、無理せず出勤しないことが徹底されている。	
③	勤務中に発熱、体調不良となった場合は、速やかに管理職に報告し、帰宅・受診することが徹底されている。	
④	公共交通機関を利用する場合は、必ずマスクを着用するとともに、できる限り人と近距離で接触しないことが徹底されている。	
⑤	校内では必ずマスクを着用することが徹底されている。	
⑥	食事は自席でとること、および喫食時は会話をしないことが徹底されている。	
⑦	「不要不急の外出をしないこと」や「普段食事を共にしない人と食事をしないこと」が徹底されている。	
■ 新型コロナワクチン接種		チェック
①	ワクチン接種後も基本的な感染防止対策の継続が必要なことを徹底している。	
②	ワクチン接種後に、発熱症状などの副反応が生じた際には、出席停止とするなどの適切な対応をとっている。（対応を職員間で共有している。）	
③	ワクチン接種が決して強制とならないよう十分留意するとともに、接種を希望しない児童生徒や教職員に対する偏見や差別等のハラスメントが起こらないよう指導している。	

新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について

新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について、各実施者において、試験会場における衛生管理体制の構築並びに別室での受検及び追検査による受検機会の確保の徹底等をお願いするものです。

3 文科初第 1757 号
令和 3 年 12 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について（通知）

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等（小学校や中学校、特別支援学校、専修学校高等課程等の入学者選抜を含む。以下同じ。）に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験の実施については、「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（令和3年6月4日付け3文科初第407号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）において、「令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて」（令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）を踏まえ、適切に対応することとしており、各教育委員会等（以下「実施者」という。）に取組の継続や更なる推進をお願いしたところです。

各実施者におかれては、令和4年度高等学校入学者選抜等に向けて、必要に応じて各学校における感染症対策を見直していただくとともに、引き続き受験生が安心して受験に臨めるよう、各実施者の判断により、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(別紙1)に準じた形で、試験会場における衛生管理体制の構築並びに別室での受験及び追検査による受験機会の確保の徹底等について、特段のご配慮のほど、よろしく願いいたします。

(大学入学者選抜における無症状の濃厚接触者の受験を認める要件)

- ・ 初期スクリーニングの結果、陰性であること。また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと。
- ・ 受験当日も無症状であること。
- ・ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと。
- ・ 終日、別室で受験すること。

なお、厚生労働省より、B.1.1.529系統(オミクロン株)への感染が確定した患者等の濃厚接触者である受験生で宿泊施設待機になっている者も、適切な管理が実施できている会場であれば、外出を認めて差し支えない、との方針が示されております(令和3年12月28日付け「新型コロナウイルス変異株への対応に関するQ&A」)。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校(専修学校高等課程を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

<別添資料>

(別紙1) 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(令和3年12月28日改訂)

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について(通知)(令和3年6月4日付け3文科初第407号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知)

(別紙3) 令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官(高等学校担当)・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡)

【本件連絡先】

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局参事官(高等学校担当)付

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3482)

e-mail : koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3193)

e-mail : tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育
振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2915)

e-mail : syosensy@mext.go.jp

令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

令和3年6月4日決定
令和3年12月24日改定
令和3年12月28日改定
大学入学者選抜協議会

1. 基本的な考え方

令和3年度大学入学者選抜の実施については、令和3年1月7日「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、緊急事態宣言が発令された中であっても、「実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する」ことが決定され、実際、試験を実施する大学の徹底した感染症対策をはじめ、多くの関係者の協力等もあり、特段大きな混乱もなく実施された。

昨年度策定したガイドラインにおいて言及していたとおり、試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会であることから、令和4年度大学入学者選抜においても、その実施について広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

本ガイドラインは、昨年度策定したガイドラインを基本に、感染症に関する専門家からの意見や昨年度の試験の実施状況等を踏まえながら、各大学が試験場の衛生管理体制を構築するに当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。また、大学入試センターにおいては、本ガイドラインに基づき、大

学入学共通テストを実施するための新型コロナウイルス感染症予防対策について別途策定し、参加大学に周知するものとする。

なお、今後の感染状況の見通しを含む様々な状況等に応じて、「新型コロナウイルスに対応した大学入試ワーキンググループ」において、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば、以下のようなことが考えられる。

(1) 事前の準備

試験室の確保

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいが、試験室については、もともと不正防止等の観点から示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染症対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。

受験生控室の確保

試験の実施方法によって、受験生控室を確保する必要がある場合には、本ガイドラインで示す様々な感染症対策を講じるとともに、控室内の飲食や会話等感染リスクの高い行為は控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受験生への注意喚起を行うこと。

試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた

場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

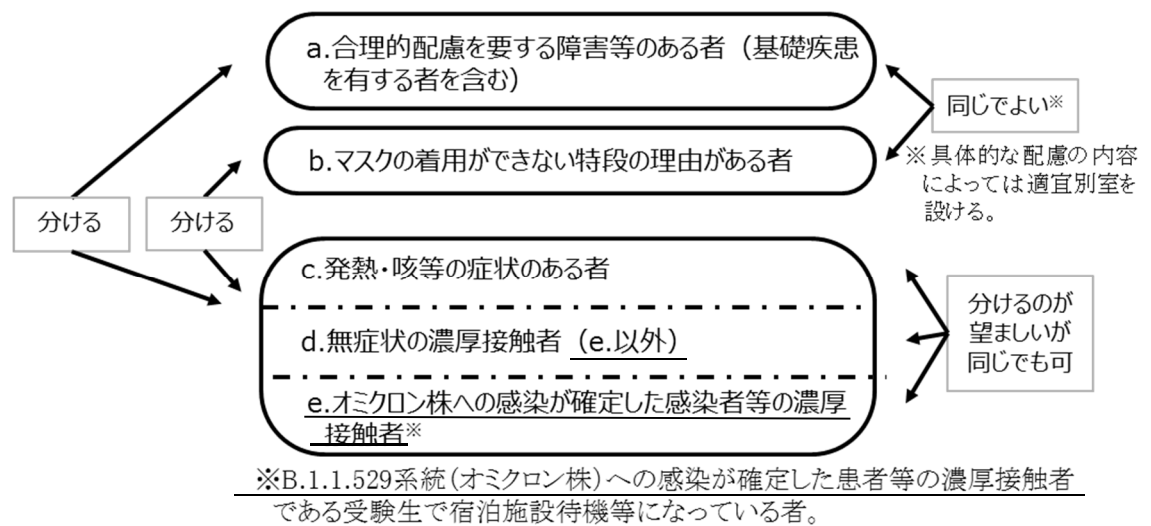
医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保すること(別室の設定については、下図並びに2.(2)の及び)のも参照すること)。



試験室の机、椅子の消毒

試験開始前の72時間以上使用していない試験室を除き、試験前日に次亜塩素酸ナトリウム(いわゆる塩素系漂白剤)、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと(界面活性剤(いわゆる住宅用・台所用洗剤)でも効果が期待できる)。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること(消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる)。

面接試験、実技試験の実施

感染拡大の防止に留意し、各大学においては、ICT を活用したオンライン面接や実技動画の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫を行うことが考えられるが、対面での実施が必要と判断する場合には、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保するなどの飛沫感染防止策を徹底すること。また、ドアや窓の開放等により、換気を徹底すること。

実技試験については受験生同士が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、近距離で行う歌唱など感染リスクの高い内容を控えることが望ましいが、実施に当たっては、高等学校等における具体的な活動場面ごとの感染予防対策、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえ、感染症対策を十分に講じた上で、実施すること。

(参考) 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ~ 「学校の新しい生活様式」 ~ 」第3章1 . 参照



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す(例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる)など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

トイレの使用

トイレ入口に動線を示す(例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる)とともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内についても換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す(例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる)などの工夫を行うこと。

保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

試験監督者等に対する感染症対策の要請

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要があるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

各大学において、例えば、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること（大学入試センターにおいても、ホームページにおいて、各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理した Q&A の掲載など、受験生に対して大学入学共通テストにおける対応を周知するとともに、受験生からの問合せに対して適切に対応することとしている）。

（2）試験当日の対応

マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

（参考）正しいマスクの付け方（厚生労働省HPより）



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>



<https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4>

試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験当日までに発熱・咳等の症状を理由に受験生から追試験の受験等の申出があり、診断書の提出等を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応すること。

また、試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

無症状の濃厚接触者^{*}への対応

^{*}本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

）初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査¹（行政検査））の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果²においても陽性であることが判明していないこと

1 初期スクリーニングの検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させること。

2 その後の検査においては、直近の検査の結果が判明していない場合であっても受験は可能であること。

）受験当日も無症状であること

保健所において濃厚接触者であることやPCR等の検査の結果が陰性である

ことを文書等で証明する義務はないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記) 及び) の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること(保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受験をさせること)。

) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

) 終日、別室で受験すること

発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

B.1.1.529 系統(オミクロン株)への感染が確定した患者等の濃厚接触者で、宿泊施設等からの外出が認められて受験している者の別室については、他の無症状濃厚接触者とは別にすることが望ましいが、試験運営上困難な場合は、同じ別室でも差し支えない。

無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染症対策

の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること
完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染症対策上は問題ない。

) 別室では受験生の座席間隔を 2 メートル以上最大限大きく確保すること

) 受験生と試験監督者の距離を 2 メートル以上(答案回収等の際にはこの限りではない)確保すること

) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない(日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い)。

体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の目安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。また、試験室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、試験実施上、支障のない範囲で受験生が利用するドアの常時開放等の工夫をすることが望ましい。

昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等は行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、短時間の食事に比べ長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まることから、あらかじめその時間を限定して設定すること。

試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。

(3) 試験終了後

試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、試験終了後2週間程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

単に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

（参考）受験生のみなさんへ ～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～



https://www.mext.go.jp/content/20201218-mext_daigakuc02-000005144_1.pdf

医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できないこと。なお、大学入試センター及び各大学は、新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナウイルスワクチンの接種を、受験要件にしないこと。

発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.（2）

で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせることで受験の可否を確認すること。

海外から日本に入国して受験する場合、受験生は防疫対策として要請される事項に基づき行動することから、入国後の待機期間中は受験できないこと。

受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を極力控えること。

試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その

後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと（地域独自の QR コード等による追跡システムがある場合には、その利用についても呼びかけることが考えられる）。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

令和 4 年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について

新型コロナウイルス感染症の影響が続く場合、令和 4 年度以降の高等学校入学者選抜等においても令和 3 年度高等学校入学者選抜等と同様の配慮等をお願いします。

3 文科初第 4 0 7 号

令和 3 年 6 月 4 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

文部科学省総合教育政策局長

義 本 博 司

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和 4 年度以降の
高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）

令和 3 年度高等学校入学者選抜等（小学校や中学校、特別支援学校、専修学校高等課程等の入学者選抜を含む。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる配慮等については「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和 3 年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について」（令和 2 年 5 月 13 日付け 2 文科初第 241 号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「令和 3 年度高等学校入学者選抜等配慮事項通知」という。）等でお示したところですが、新型コロナウイルス感染症の影響が続く場合、令和 4 年度以降の高等学校入学者選抜等においても同様に、部活動等の行事・大会の実績等の評価や試験会場等における感染症対策、追検査等による受検機会の確保等について、配慮等が必要です。

このため、高等学校入学者選抜等を実施する各教育委員会等（以下「実施者」という。）におかれては、入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう、下記につい

て十分にご配慮の上、令和4年度以降の高等学校入学者選抜等を実施していただきますようお願いいたします。なお、今後の状況によっては、更なる連絡をさせていただきます可能性があるので、念のため申し添えます。

また、令和3年度高等学校入学者選抜等では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、高等学校等のホームページで出願書類の配布や合格発表を行うなどのデジタルを活用した取組や、追検査等による受検機会の確保など、各実施者の判断において様々な取組が進められたところですが、入学者志願者の利便性の向上や実施者の負担軽減に資する取組は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況下ではもちろんのこと、影響がなくなった後も引き続き、各実施者の実情に応じて、取組の継続や更なる推進をお願いします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 入学者選抜の実施に当たっては、令和3年度高等学校入学者選抜等配慮事項通知、「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について」（令和2年6月22日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）、「令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて」（令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け2文科初第1462号文部科学省初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）を踏まえ、適切に対応すること。

なお、令和3年度高等学校入学者選抜等配慮事項通知の3（出題範囲や内容、出題方法についての工夫）については、地域における中学校等の学習状況に支障が生じていない状況であれば、特段の工夫を講じなくても差し支えないこと。

2 地域の感染状況が著しく深刻であるような場合を除き、各実施者において定める入学者選抜実施要項の公表後は、学力検査を実施する教科等の変更など、入学志願者に不利益を与えるおそれのある変更は行わないこと。

なお、感染拡大防止の観点から、試験開始時間や実技検査の方法、試験会場等の変更など、入学志願者に不利益を与えるおそれがない変更を行う場合には、可能な限り早期に入学志願者への周知に努めること。

3 日本人学校等の在校歴がある入学志願者については、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた日本人学校等における教育の実施状況に関する配慮について」(令和2年10月20日付け2文科教第555号文部科学省総合政策局長・初等中等教育局連名通知)の2.を踏まえ、適切に対応すること。

なお、当該通知で示していた状況記録書類については、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月24日付け2文科教第928号文部科学省総合教育政策局長通知)において廃止されているが、令和4年度以降の入学者選抜に係る具申書等を作成する必要がある場合には、その内容を活用することは差支えないこと。

【本件連絡先】

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3291)

e-mail : jidous@mext.go.jp

(中等教育学校に関する問合せ)

初等中等教育局参事官(高等学校担当)

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2349)

e-mail : koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3193)

e-mail : tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2915)

e-mail : syosensy@mext.go.jp

(日本人学校等の在校歴がある入学志願者に関する問合せ)

総合教育政策局国際教育課企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3279)

e-mail : kyokoku@mext.go.jp

令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて
 令和3年度高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の無症状の濃厚接触者の取扱いについて、一定の要件を満たした上で、試験会場において必要な感染症対策を講じれば受検が認められることをお知らせしますので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
 令和2年10月30日

各都道府県教育委員会学校教育主管課
 各指定都市教育委員会学校教育主管課
 各都道府県私立学校主管課
 附属学校を置く各国公立大学法人の
 附属学校事務担当課
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
 受けた各地方公共団体の学校事務担当課
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
 特別支援教育課
 参事官（高等学校担当）
 総合教育政策局生涯学習推進課

令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて

令和3年度高等学校入学者選抜等（小学校や中学校等の入学者選抜を含む。以下同じ。）の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和2年10月15日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）（以下「分科会」という。）において、令和3年度大学入学共通テストについての新型コロナウイルス感染症予防対策について審議が行われ、無症状の濃厚接触者（過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。）について、一定の要件を満たした上で、試験会場において必要な感染症対策を講じれば、受験を認めることとされました（別添1）。この取扱いについては、令和3年度高等学校入学者選抜等においても、同等以上の対応策を講じた上で、同様の取扱いをとることが可能となっています。

令和3年度高等学校入学者選抜等における受検機会の確保については、「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について」(令和2年6月22日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官(高等学校担当)・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)でお願いしているところではありますが、受検機会確保の1つの選択肢として、それぞれの実情等を勘案し、各実施者の判断により、今般示された取扱いを実施することも可能です。

令和3年度高等学校入学者選抜等における受検機会の確保は、入学志願者が安心して受検に臨めるようにするために重要です。追検査等も含めた受検機会の確保について、各実施者におかれては、特段の御配慮のほど、よろしく申し上げます。

なお、分科会での審議結果を踏まえ、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定)が改定されていますので、この取扱いを講じる際には、参考としてください(別添2)。

本件につきましては、都道府県教育委員会にあっては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

【本件連絡先】

(本事務連絡全般に関する問合せ及び下記以外の報告先)

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3291)

e-mail : jidous@mext.go.jp

(中等教育学校に関する問合せ及び報告先)

初等中等教育局参事官(高等学校担当)

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2349)

e-mail : koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ及び報告先)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3193)

e-mail : tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ及び報告先)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2915)

e-mail : syosensy@mext.go.jp

令和4年度高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保について
令和4年度高等学校入学者選抜等について、追検査や調査書等の書類のみによる選考等の実施により、受検機会の更なる確保をお願いするものです。

3 文科初第 1805 号
令和 4 年 1 月 11 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

令和4年度高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保について（通知）

令和4年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づくまん延防止等重点措置について、本年1月9日から1月31日までの期間、広島県、山口県及び沖縄県を対象として実施することとされました。

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等（小学校や中学校、特別支援学校、専修学校高等課程等の入学者選抜を含む。以下同じ。）に係る受検機会の確保の徹底については、「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（令和3年6月4日付け3文科初第407号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）等を踏まえ、適切に対応することをお願いしたところですが、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加し、オミクロン株による感染が拡大している地域もあります。

今後、更なる急速な感染拡大も懸念されており、感染状況によっては、複数回に渡

って陽性者や濃厚接触者となるなど、既に用意されている試験日程では、受検機会を失ってしまう受検生が出る可能性もあることが懸念されます。

このため、各教育委員会等（以下、「実施者」という。）におかれては、受検生それぞれが置かれ得る状況に応じ、一人の受検生も受検機会を失うことのないよう、下記について、予め検討を進め、必要が生じた場合には、対象となる受検生の状況に応じつつ、更なる受検機会の確保のための措置を迅速に講じていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 追検査等による受検機会の確保について

一人の受検生も受検機会を失うことのないよう、追検査や、新型コロナウイルス感染症の影響により受検をできなかった者等に対する調査書等の書類のみによる選考を実施する等、柔軟な対応を徹底いただくよう改めてお願いいたします。また、入学志願者やその保護者、入学志願者の在籍する中学校等に対して、情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

2. 無症状の濃厚接触者の別室での受検について

「新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について（通知）」（令和3年12月28日付け3文科初第1757号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）において通知したとおり、各実施者におかれては、必要に応じて各学校における感染症対策を見直していただくとともに、引き続き受検生が安心して受検に臨めるよう、各実施者の判断により、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じた形で、別室での受検等による受検機会の確保の徹底等に努めていただくようお願いいたします。

（大学入学者選抜における無症状の濃厚接触者の受験を認める要件）

- ・ 初期スクリーニングの結果、陰性であること。また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと。
- ・ 受験当日も無症状であること。
- ・ 公共の交通機関（※）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと。
- ・ 終日、別室で受験すること。

（※）「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新について（周知）」（令和4年1月7日付け文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）・特別支援教育課・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）において周知したとおり、自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについて、「公共の交通機関」には該当せず利用が可能。なお、いずれの対応を行う際にも、感染防止策を徹底していることが必要。

- 1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、

換気、助手席に座らないこと 等)。

- 2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。

3. 試験の実施が困難な場合の対応について

政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり、高校入試等については、実施者において、感染防止や追検査等による受検機会の確保を万全に期した上で、予定通り実施いただくことが原則ですが、感染の拡大状況が極めて深刻であり、試験実施当日の試験会場における感染症対策を十分に講じたとしてもなお、実施が困難と判断される場合には、自治体の衛生主管部局と相談の上、試験の延期を検討することも考えられます。このような事態が生じる場合に備え、実施者におかれては、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、延期した場合の試験方法等について、あらかじめ検討・準備しておくことが必要です。

なお、万が一試験の延期措置を講じた場合には、市町村教育委員会は都道府県教育委員会に対して（市町村教育委員会が学力検査の延期措置を講じた場合も同様）、私立学校にあっては都道府県又は構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体に対して、国公立大学附属学校にあってはその設置者である国公立大学法人に対して、厚生労働省所管の高等課程を置く専修学校にあってはその設置者である厚生労働省に対して、その旨の報告をお願いします。報告を受けた都道府県教育委員会・都道府県・構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体・国公立大学法人・厚生労働省は文部科学省に対して（都道府県教育委員会が学力検査の延期措置を講じた場合も同様）、その旨の報告をお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【本件連絡先】

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

TEL：03-5253-4111（内線：3482）

e-mail：koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育
振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

e-mail：syosensy@mext.go.jp